

[外国知財情報] インドネシア、メキシコの法改正(特許)



1. インドネシア雇用創出オムニバス法(2020/11/2~)

2020年11月2日発効、特許にも影響。

①実施義務(”Working Requirement”)

- ・従来、特許権者はインドネシア国内で特許発明を実施する義務を負い、3年以上その義務を履行しない場合に強制実施権の設定や特許取消の対象となっていた。この不実施期間は、原則、特許付与後3年以内に申請することにより5年まで延長することが可能であった。
- ・雇用創出オムニバス法では、実施には「使用、製造、輸出、またはライセンス付与」が含まれると規定され、実施範囲が拡大された。特許権者は、輸出またはライセンス付与によっても、第三者に対する強制実施権の付与を回避できるようになった。

②実用新案登録(” Simple Patent ”)

- ・従来、Simple Patentは、産業上利用可能な既存製品／既存プロセスの改良に対して付与されていた。
- ・雇用創出オムニバス法では、産業上利用可能な既存製品／既存プロセスの改良には“a simple product, a simple process, a simple method”が含まれると明記。

2. メキシコ産業財産権法の改正(2020/11/5~)

【適用対象】 分割出願⇒原出願の出願日が2020/11/5以降の場合に適用。 PCT出願⇒メキシコ国内移行日が2020/11/5以降の場合に適用。

- ・ソフトウェアは発明とみなされない (article 47 FLIP)。
- ・(自然環境から単離された、および、技術的手段によって得られた)微生物および生体物質は特許対象となる (article 49 FLIP)。
- ・ダブルパテントは禁止される (article 50 FLIP)。
- ・特許による権利は、医薬品上の承認を得るのに必要となる実験情報を得るための、第三者による特許製品の製造、販売、輸入には及ばない (article 57 FLIP)。
- ・実用新案権の存続期間は出願日から15年である (article 62 FLIP)。 ※改正前は10年。
- ・子出願から分割出願(孫出願)を認めるかどうかは特許庁の裁量である (articles 100 to 102 FLIP)。
- ・自発補正は、主題の限定、クレーム削除、従属項の追加のみに限定される。
- ・発明者、出願人が実施、あるいは国内外の展示会において発明内容を開示した場合、その開示から1年間のグレースピリオドが認められる。
- ・出願日と特許許可日の間に5年よりも長い不合理な遅れがあり、その遅れが特許庁に起因する場合、出願人の要求に応じて最長5年の特許期間の調整が可能 (articles 126 to 136 FLIP)。